



# 埼玉県報

第 2 4 5 2 号  
平成24年12月21日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県川口地方庁舎ほか24施設で使用する電気に関する落札者等の公示\(管財課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [川口都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [加須都市計画事業不動岡土地区画整理事業の換地処分公告\(市街地整備課\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の供用の開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成24年度2月・3月分\)の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [備前堀土地改良区総代総選挙における選挙立会人の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [葛西用水路土地改良区総代総選挙における選挙立会人の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [見沼代用水土地改良区総代総選挙における選挙立会人の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [元荒川上流土地改良区総代総選挙における選挙立会人の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第七百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あどぼ

三 代表者の氏名

富岡 邦雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市上町二十五番二十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県に住む障がいを持つ人々に対して、地域で生き生きと自立していくことができる社会の実現を図るため自立支援活動や暮らしやすいまちづくりに関する福祉サービス事業を行ない、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第七百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県川口地方庁舎ほか24施設で使用する電気 予定使用電力量7,083,827キ  
ロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1  
号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年11月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
出光グリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額  
168,924,076円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年10月5日

## 告 示

埼玉県告示第七百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人クローバースPORTS

三 代表者の氏名

小石原 礼 央

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市新曽八百九十八番地の五サマックスムーティエ百二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、県内外にとられず地域の住民に対し、サッカーを初めとする様々なスポーツ及びスポーツ文化の振興並びにスポーツに関わる活動を通し、幼児から高齢者まで広く福祉活動の事業を行ない、地域文化の創出に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百二十九号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第七百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）東京インテリア家具杉戸店

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字雅楽二千三百六十五番

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川弘衛

茨城県土浦市中村南四丁目番外二十六番地の二百四十三

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川弘衛

茨城県土浦市中村南四丁目番外二十六番地の二百四十三

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年八月十二日

### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

九千五百三平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三四一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二二立方メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年十二月十一日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新座店

埼玉県新座市野火止八丁目十六番十三号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

## 八 変更年月日

平成二十三年六月二十日

## 二 届出年月日

平成二十四年十二月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友朝霞根岸店

埼玉県朝霞市根岸台五丁目三番二十号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

## 八 変更年月日

平成二十三年六月二十日

## 二 届出年月日

平成二十四年十二月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西所沢店

埼玉県所沢市西所沢一丁目二十六番四号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

### ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十日

### ニ 届出年月日

平成二十四年十二月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友蔭店

埼玉県蕨市中央三丁目十七番十八号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

### ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十日

### ニ 届出年月日

平成二十四年十二月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口赤山店

埼玉県川口市大字赤山千四百二十三外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

## ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十日

## ニ 届出年月日

平成二十四年十二月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

## 八 変更年月日

平成二十三年六月二十日

## 二 届出年月日

平成二十四年十二月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東川口第二FTビル

埼玉県川口市東川口三丁目一番六号外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

### ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十日

### ニ 届出年月日

平成二十四年十二月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カメラリア

埼玉県川口市本町四丁目五番二十六号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後）合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

## 八 変更年月日

平成二十三年六月二十日

## 二 届出年月日

平成二十四年十二月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年四月二十二日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、加須都市計画事業不動産岡土地区画整理事業についての換地処分があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

熊谷小川秩父線	路線名
比企郡小川町大字青山字耕地七五七番 二八地先から同郡同町大字青山字耕地 七五七番三五地先まで	供用開始の区間
平成二十四年十二月二十一日	供用開始の期日
延長四六・二メートル。	備考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十二月十二日

指令川建セ第二三 一三 二号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月十八日

川建セ第二四 八二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字築地前一五二番六八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市沢口町二一番地一 フレグランスかとう A201

後藤 広布・後藤 千里

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令越建セ第二四〇〇二六二号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十二月十八日

越建セ第四七〇一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千四百四十八番一の一部、二千四百四十八番二、二千四百四十九番一の一部（第一工区）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令越建セ第二四〇〇二六二号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十二月十八日

越建セ第四七一―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千百四十八番一の一部、二千百四十九番一の一部（第二工区）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

## 一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令越建セ第二四〇〇二六二号

## 二 検査済証番号

平成二十四年十二月十八日

越建セ第四七二一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千四百四十八番一の一部、二千四百四十九番一の一部（第三工区）

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令越建セ第二四〇〇二六二号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十二月十八日

越建セ第四七三―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千百四十九番一の一部、二千百四十九番二の一部、二千百五十番一の一部（第六工区）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令越建セ第二四〇〇二六二号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十二月十八日

越建セ第四七四一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千百四十九番一の一部、二千百四十九番二の一部、二千百五十番一の一部（第七工区）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令越建セ第二四〇〇二六二号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十二月十八日

越建セ第四七五―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千百四十九番一の一部、二千百四十九番二の一部、二千百五十番一の一部（第八工区）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令越建セ第二四〇〇二六二号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十二月十八日

越建セ第四七六一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千百四十九番一の一部、二千百四十九番二の一部、二千百五十番一の一部（第九工区）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令越建セ第二四〇〇二六二号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十二月十八日

越建セ第四七七―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千百四十九番一の一部、二千百四十九番二の一部、二千百五十番一の一部（第十工区）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

# 告 示

埼玉県病院事業告示第五十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 563,100リットル

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成25年2月1日から平成25年3月31日まで

### (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

### (5) 一連の調達契約に関する事項

最初の契約に係る入札公告日

平成24年2月10日

### (6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は地方公共団体と今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・田村

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年1月24日（木）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年1月23日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年1月24日（木）午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年1月15日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所へ郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 563,1000

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. January 24, 2013 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. January 23, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,

Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-0063 Japan

Telephone: 048-830-5973

# 告 示

埼玉県選管告示第九十七号

平成二十四年十二月二十五日執行の備前堀土地改良区総代総選挙における選挙立  
会人を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

選挙区	住所	氏名
第一区	埼玉県加須市芋莖九百二十七番地一号	小山 久夫
〃	埼玉県加須市下崎千九百二番地七	岡田 道夫
〃	埼玉県加須市中ノ目五百五十一番地	岡田 史雄
第二区	埼玉県加須市南小浜五百三番地	駒 光雄
〃	埼玉県加須市不動岡千六十四番地	根岸 恒夫
〃	埼玉県加須市北辻七百四十七番地	森田 博明
第三区	埼玉県久喜市北中曾根千五百六十五番地	市川 久夫
〃	埼玉県久喜市六万部六百二十三番地二	渡邊 毅
〃	埼玉県久喜市所久喜百七十七番地一	内田 貞一

# 告 示

埼玉県選管告示第九十八号

平成二十四年十二月二十五日執行の葛西用水路土地改良区総代総選挙における選挙立会人を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

選挙区	住所	氏名
第一区	埼玉県幸手市大字権現堂千三百六番地	新井 康之
〃	埼玉県幸手市大字千塚千六百三十一番一	遠藤 卓也
〃	埼玉県幸手市大字神明内二百六十三番地	藤沼 操
第二区	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根四千五百二十九番地一	小野寺 炳
〃	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野千七百九十番地	鈴木 徳男
〃	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島二千六百七十六番地	日下部 一義
第三区	埼玉県草加市八幡町千六十七番地	中村 道明
〃	埼玉県八潮市大字八條千百九十三番地二	古姓 勇
〃	埼玉県北葛飾郡松伏町田中一丁目百八番地	八木 孝夫
第四区	埼玉県吉川市大字加藤七百二十二番地	山崎 勇
〃	埼玉県吉川市吉川一丁目十四番地一	増田 道敏
〃	埼玉県吉川市大字上内川千二百二十一番地	染谷 崇志

# 告 示

埼玉県選管告示第九十九号

平成二十四年十二月二十五日執行の見沼代用水土地改良区総代総選挙における選挙立会人を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

選挙区	住所	氏名
第一区	埼玉県羽生市大字上新郷七千二百三十九番地一	内田 肇
〃	埼玉県羽生市大字上岩瀬八百九十七番地	渋澤 晴夫
〃	埼玉県羽生市大字下新田百三十番地一	尾城 和雄
第二区	埼玉県行田市大字北河原八百五十六番地	村田 喜平
〃	埼玉県行田市大字荒木千七百九番地	羽鳥 喜一
〃	埼玉県行田市大字小針三千四百十番地	門井 正
第三区	埼玉県加須市礼羽二百五十二番地三	松本 昇
〃	埼玉県加須市戸崎百八十四番地	新井 敏正
〃	埼玉県加須市下三俣千百八番地	福嶋 敬二
第四区	埼玉県鴻巣市新井四百五十五番地	清水 春雄
〃	埼玉県鴻巣市北根千六百四十三番地	石渡 健司
〃	埼玉県鴻巣市赤城六百五十一番地	安藤 進

選挙区	住所	氏名
第五区	埼玉県久喜市所久喜八百四十五番地	渡邊 正美
〃	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲四千六百二十八番地	田中 香世
〃	埼玉県久喜市久本寺五百二十四番地	増田 一二
第六区	埼玉県蓮田市大字馬込二千八百七十五番地	本橋 茂
〃	埼玉県蓮田市大字上平野百一番地	小林 實
〃	埼玉県蓮田市大字閨戸三千七百八十四番地	寺田 進
第七区	埼玉県白岡市下野田七百四十五番地一	吉田 晴衿
〃	埼玉県白岡市実ヶ谷三百八十一番地	横田 武
〃	埼玉県白岡市荒井新田七百八十一番地	石井 美津子
第八区	埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十一号	島村 孝一
〃	埼玉県南埼玉郡宮代町字西原三百十番地	齋藤 康男
〃	埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千二百三十二番地	高畑 洋一

選挙区	住所	氏名
第九区	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室二千百十二番地	正木 幸男
〃	埼玉県北足立郡伊奈町大字羽貫二百四番地	野川 信子
〃	埼玉県北足立郡伊奈町内宿台四丁目四十五番地	内田 芳男
第十区	埼玉県さいたま市岩槻区大字新方須賀千二十三番地	森田 勝利
〃	埼玉県春日部市大場四百六十六番地	萩原 孝
〃	埼玉県越谷市七左町四丁目三百九十三番地	金子 繁雄
第十一区	埼玉県さいたま市桜区道場三丁目十三番五号	島崎 久雄
〃	埼玉県さいたま市北区東大成町二丁目七百二十八番地	黒須 正平
〃	埼玉県さいたま市緑区大字三室千五百三十七番地	島田 喜之
第十二区	埼玉県川口市大字木曾呂九百八十八番地	川上 日出夫
〃	埼玉県川口市大字安行領根岸千五百七十六番地	矢作 文太郎
〃	埼玉県川口市三ツ和二丁目二十二番十三号	吉田 新一

# 告 示

埼玉県選管告示第百号

平成二十四年十二月二十五日執行の元荒川上流土地改良区総代総選挙における選挙立会人を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

選挙区	住所	氏名
第一区	埼玉県行田市佐間一丁目七番三十五号	島崎 惠司
〃	埼玉県行田市佐間三丁目十番九号	山崎 新太郎
〃	埼玉県行田市大字佐間三丁目七番十号	細井 宏郎
第二区	埼玉県行田市大字持田二千百二十番地一	寺田 正彦
〃	埼玉県行田市大字持田五百八十九番地	多田 清文
〃	埼玉県行田市大字前谷千二百九十番地	島田 勇
第三区	埼玉県行田市大字皿尾四百六番地	鵜木 幹之
〃	埼玉県行田市大字下池守五百八十九番地一	棚沢 弘次
〃	埼玉県行田市大字上池守八百十一番地	峯川 嘉文
第四区	埼玉県行田市大字和田三百五十七番地一	中野 克己
〃	埼玉県行田市大字斎条八百十八番地	原口 博昭
〃	埼玉県行田市大字斎条七百六十番地一	飯田 茂夫

選挙区	第五区	〃	〃	第六区	〃	〃	第七区	〃	〃	第八区	〃	〃
住所	埼玉県行田市大字南河原八百七十番地一	埼玉県行田市大字酒卷千九百番地一	埼玉県行田市大字北河原八十番地	埼玉県行田市長野三丁目十五番三十一号	埼玉県行田市大字長野五千八百二十三番地	埼玉県行田市大字長野六千六十三番地	埼玉県行田市大字荒木千九百九十番地一	埼玉県行田市大字白川戸七百八十三番地	埼玉県行田市大字小見五百五十七番地イ	埼玉県行田市大字野千百六十八番地三	埼玉県行田市大字埼玉四千二百六十五番地三	埼玉県行田市大字渡柳千四百三十八番地
氏名	中丸 好太郎	栗原 功	吉田 孝雄	関田 悦男	中村 幸雄	高澤 克芳	木元 紘一	根岸 章	坂橋 達雄	土橋 義男	鴨田 和彦	大澤 邦夫

選挙区	住所	氏名
第九区	埼玉県行田市大字下忍二千四百六十番地	木村 清治
〃	埼玉県行田市大字下忍二千三百九十一番地	関口 宣夫
〃	埼玉県行田市大字堤根千六百二十六番地	柴崎 一彦
第十区	埼玉県行田市藤原町二丁目三十七番地五	江森 利夫
〃	埼玉県行田市大字真名板六百十五番地一	齋藤 保
〃	埼玉県行田市大字真名板五百三十六番地一	横田 克行
第十一区	埼玉県羽生市大字下新郷七百十九番地	小澤 豊作
〃	埼玉県羽生市大字下新郷千百三十二番地	漆原 弘一
〃	埼玉県羽生市大字下新郷千七百六十二番地	槁本 富雄
第十二区	埼玉県行田市大字南河原五百十六番地三	大関 守宏
〃	埼玉県行田市大字犬塚千百六十二番地	島田 卓吏
〃	埼玉県行田市大字犬塚七百五番地	野口 啓司

選挙区	住所	氏名
第十三区	埼玉県鴻巣市屈巣二千六十九番地	藤村 一夫
〃	埼玉県鴻巣市屈巣二千四十八番地	安野 孝良
〃	埼玉県鴻巣市屈巣四千二百九十四番地の一	中根 功雄
第十四区	埼玉県鴻巣市北根千三百四十七番地	栗原 弘喜
〃	埼玉県鴻巣市北根千六百四十三番地	石渡 健司
〃	埼玉県鴻巣市赤城六百五十一番地	安藤 進
第十五区	埼玉県鴻巣市新井百十八番地	熊井 芳男
〃	埼玉県鴻巣市境三百五十八番地	関根 安正
〃	埼玉県鴻巣市境六百八十六番地	小熊 正悦
第十六区	埼玉県加須市上種足三千四百八十一番地一	飯山 武正
〃	埼玉県加須市中種足千六十七番地	栗原 敏男
〃	埼玉県加須市下種足五十八番地	宮野 栄一

選挙区	住所	氏名
第十七区	埼玉県久喜市菖蒲町新堀六百二十八番地の一	大塚 光重
〃	埼玉県久喜市菖蒲町新堀二千六百四十四番地	大熊 安幸
〃	埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百二十一番地	高橋 常雄
第十八区	埼玉県久喜市菖蒲町小林二千六百三十八番地	長谷川 安彦
〃	埼玉県久喜市菖蒲町小林二千六百十九番地	島田 芳明
〃	埼玉県久喜市菖蒲町小林二千三百八十二番地	島田 勝造
第十九区	埼玉県久喜市菖蒲町下栢間二千七百二十番地の二	三須 爲一
〃	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間三千百五十三番地の二	内田 義一
〃	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間三千六百八十三番地	池田 苗男
第二十区	埼玉県鴻巣市下忍三千三百五十五番地二	島崎 英三
〃	埼玉県鴻巣市袋千五百四十四番地	田島 昭雄
〃	埼玉県鴻巣市袋四百五十二番地	田嶋 孝英

選挙区	住所	氏名
第二十一区	埼玉県鴻巣市天神四丁目七番二十二号	井上 雄二
〃	埼玉県鴻巣市鴻巣五十九番地	大塚 公之
〃	埼玉県鴻巣市鴻巣千三百七十三番地二	黒沼 利行
第二十二区	埼玉県鴻巣市笠原二千七百七十番地	小谷野 照雄
〃	埼玉県鴻巣市笠原二千八百五十一番地	藤村 孝
〃	埼玉県鴻巣市安養寺二百八番地	原口 敏忠
第二十三区	埼玉県鴻巣市西中曾根百十四番地の一	齋藤 岩男
〃	埼玉県鴻巣市常光二百九十一番地	秋葉 省三
〃	埼玉県鴻巣市上谷四百三十六番地	長島 久雄
第二十四区	埼玉県北本市朝日四丁目六十番地	内田 司
〃	埼玉県北本市宮内五丁目五十番地	清水 博夫
〃	埼玉県北本市深井八丁目三百二十四番地	原 利光

選挙区	第二十五区	〃	〃
住所	埼玉県桶川市大字篠津八十四番地	埼玉県桶川市大字倉田八百二十七番地	埼玉県桶川市大字小針領家百八十五番地
氏名	滝沢 和一	関口 俊一	大川 庄平